

北里大学とお茶の水女子大学
との間における学生交流に関する協定書

北里大学とお茶の水女子大学は、両大学の規則の定めるところにより、北里大学大学院とお茶の水女子大学大学院（以下「両大学院」という。）との間において、両大学院の学生が相手大学大学院の授業科目を履修し、単位を取得することを相互に認めることについて合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。


- 1 本協定は、両大学院の教育の連携を図ることを目的とする。
- 2 本協定の実施に関する細部については、本協定書に附属する「覚書」に記載するところによる。
- 3 両大学院は、本協定に基づき受け入れた履修学生（以下、「学生」という。）の学費等（入学料、検定料、授業料、手数料等）は、徴収しないものとする。
- 4 学生は、協定先大学院の定める学則及びその他の規則を遵守しなければならない。
- 5 学生の図書館利用は、受入先大学が規定する範囲によるものとする。
- 6 本協定の実施について必要な事項は、両大学の協議により処理するものとする。
- 7 本協定は、両大学いずれか終了の申し入れがない限り継続する。
- 8 本協定書は、平成22年4月1日から効力を有するものとする。

平成 22年 3 月 3 /日

平成 22年 3 月 3 /日

北里大学長

お茶の水女子大学長

柴 忠義 

お茶の水女子大学長 